

令和7年4月1日

学 生 各 位

学務部学生課就職支援掛

インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組に
学生個人で応募する際の学内手続きについて

学生の皆さんがあなたが企業、行政やNPO等のインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組（以下、「インターンシップ等」という。）に個人で応募される際の手続きや注意すべき事項について以下のとおりまとめていますので、ご留意の上、インターンシップ等に参加するようしてください。

1. 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」について

令和4年6月、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の合意による「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（3省合意）が示され、インターンシップ等が次の四つの類型に整理されました。

※令和7年3月に卒業・修了する学生が令和5年度に参加するインターンシップ等から適用されます。

タイプ1	オープン・カンパニー	インターンシップとは称さない。 就業体験を必須としない。
タイプ2	キャリア教育	
タイプ3	汎用的能力・専門活用型インターンシップ	インターンシップと称して実施。
タイプ4	高度専門型インターンシップ（試行）	就業体験が必須。

※主催者側（民間企業等）は、一定の基準を満たすインターンシップ（タイプ3）で取得した学生情報を、広報活動・採用選考活動の開始時期以降に限り、それぞれ使用可能となります。

【一定の基準とは】

- ・就業体験要件（実施時間の半分を超える日数を就業体験に充当）
- ・指導要件（職場の社員が学生を指導し、学生にフィードバックを行う）
- ・実施期間要件（汎用的能力活用型は5日間以上、専門活用型は2週間以上）
- ・実施時期要件（卒業・修了前年度以降の長期休暇期間中）
- ・情報開示要件（学生情報を活用する旨等を募集要項等に明示）

2. 本学としてインターンシップと認める形態について

本学では次の形態のものをインターンシップとして取扱います。

- ①部局が授業科目として開講するもの
- ②大学を通じて申込むもの又は、協定・覚書を締結するもの。
- ③学生が民間企業等に直接申し込み、「1.」の類型のタイプ1、タイプ2に該当するもの（就業体験を含むものに限る）。
- ④学生が民間企業等に直接申し込み、「1.」の類型のタイプ3、タイプ4に該当するもの。
- ⑤学生が民間企業等に直接申し込み、「1.」の4つの類型に完全に一致しないが、就業体験を含むもの。

※なお、上記に該当しない場合でも、学生が参加することを妨げません。

3. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険（付帯賠責）の補償対象について

学生の皆さんの教育・研究活動、あるいは課外活動中に発生した傷害事故や賠償責任を補填するため、学研災（学生教育研究災害傷害保険）・付帯賠責（学研災付帯賠償責任保険）という制度があります。

なお、学生の皆さんのが参加するインターンシップ等に係る取り組みすべてにおいて、この学研災・付帯賠責の補償対象となるものではありません。

本学でのインターンシップと学研災・付帯賠責の補償対象は次のとおりです。

- ①「2.」の①及び②については、特段の手続きを必要とすることなく、学生が各自で加入している学研災・付帯賠責の補償対象となります。
- ②「2.」の③、④及び⑤については、次の場合に事前の手続き（4. インターンシップ参加届の提出）を経ていれば、学生が各自で加入している学研災・付帯賠責の補償対象となります。
 - ⑦土日祝日、夏季・冬季休業期間中などで授業・試験等に影響がないもの
 - ⑧授業期間中であるが、履修登録状況から判断して授業・試験等に影響のないもの
 - ⑨授業・試験等に影響するが、学部・研究科長又は指導教員等が、当該インターンシップが学生にとって主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるものであるなど教育的観点から必要と認めるもの

※なお、「2.」の①～⑤に該当しないインターンシップ等に参加する場合、不測の事態に備え、学生自身で何らかの傷害保険・賠償責任保険に加入するなどして、万一の事故に備えるようにしてください。

※保険の例として、学生総合共済・学生賠償責任保険（それぞれ大学生協）や学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）などがあります。一般の保険でも自身の怪我や相手への損害賠償を保障するものであれば構いません。

※無保険でインターンシップ等に参加することだけは避けてください。

4. インターンシップ参加届の提出について

学生の皆さんは、企業、行政やNPO等のインターンシップに個人で応募する際には、参加時点での学年に関わらず、事前に「インターンシップ参加届（以下、「参加届」という。）」を提出するようしてください。

この参加届を提出することは、上記「2.」の③、④及び⑤のうち、「3.」の②の⑦～⑩に該当するインターンシップにおける学研災・付帯賠責の補償対象となるための事前手続きとなります。※上記「2.」の①及び②は、この参加届の提出は不要です。

参加届の提出先は、次のとおりです。参加届に必要事項を記入の上、参加するインターンシップの募集要項や受入通知書、交通費・宿泊費・日当・報酬の有無等、インターンシップの内容（就業体験が明確になるもの含む）が分かる資料を添付し提出してください。

インターンシップの類型及び条件	提出先
⑦ ・土日祝日、夏季・冬季休業期間中などで授業・試験等に影響がないもの。 ・就業体験を含む。 ・学研災・付帯賠責又は民間等の傷害保険及び損害賠償保険に加入。	(提出先) 学務部部学生課 就職支援掛（以下、「学生課就職支援掛」という。） (提出方法) メールで提出
⑧ ・授業期間中であるが、履修登録状況から判断して授業・試験等に影響のないもの。 ・就業体験を含む。 ・学研災・付帯賠責又は民間等の傷害保険及び損害賠償保険に加入。	【指導教員の承認（署名）を得た場合】 (提出先) 学生課就職支援掛 (提出方法) メールで提出
⑨ ・授業・試験等に影響するが、学部・研究科長又は指導教員等が、当該インターンシップが学生にとって主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるものであるなど、教育的観点から必要と認めるもの。 ・就業体験を含む。 ・学研災・付帯賠責又は民間等の傷害保険及び損害賠償保険に加入。	【学部（研究科）長や学部・研究科の就職担当教員などの承認を得る必要がある場合（※）】 (提出先) 所属する学部（研究科）の教務窓口
⑩ ・授業・試験等に影響するため、授業・試験等は欠席となることは理解している。 ・就業体験を含む。 ・民間等の傷害保険及び損害賠償保険に加入。	(提出先) 学生課就職支援掛 (提出方法) メールで提出

※上記「⑦」の提出に関して、研究室に所属しておらず指導教員がいない場合は、自身が所属

する学部（研究科）の教務窓口に、インターンシップの内容が分かる資料と参加届を提出してください。

教務窓口で参加届等を受理後、内容を確認し、学部（研究科）長や学部・研究科の就職担当教員などの承認を得られれば、教務窓口から学生課就職支援掛に参加届等が送られます。

学生課就職支援掛で参加届等を確認した後、学生本人にメールで確認結果を連絡します。

※参加届には授業期間中に実施されるが、履修登録状況から判断して授業・試験等に影響なしのため学研災・付帯賠責の補償対象となります。学生課就職支援掛にて当該学生の履修登録を確認した際に、インターンシップ実施時期と履修が重複していること等が判明した場合は、インターンシップへの参加は妨げませんが、学研災・付帯賠責の補償対象にならないため、別の保険に加入してからインターンシップに参加するように連絡をいたします。

5. その他の留意事項

◎履修状況上はインターンシップに参加することは授業・試験等に影響はないが、研究室に所属している場合は、必ず指導教員にインターンシップに参加する旨を連絡し理解してもらってから参加届を出すようにしてください。

◎次に挙げる内容に鑑みて、明らかにインターンシップとして認められないと判断した場合は、参加届を受理しません。

- ・過去、本学学生が参加したインターンシップ等で、重大なトラブル等が生じ、以降、本学として学生の参加を認めないと決定したもの。なお、令和7年4月1日時点では該当するものはありません。
- ・学生が従事するのにふさわしくない職種・内容のもの（表1参照）

6. 学生個人でインターンシップ等に応募する際の学内手続きに関する問い合わせ先

学生個人でインターンシップ等に応募するに際して、参加届の記載や学研災・付帯賠責の補償対象等について不明な点がありましたら、次の担当掛までお問い合わせください。

（担当掛）

学務部 学生課 就職支援掛

電話番号：075-753-3318

E-mail : internship_todoke@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

表1【京滋地区の各大学において統一されたアルバイト職種基準】(注)

	具体例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動機械の操作 高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い(助手も含む) 自動車、単車の運転、自動車による重量物(30kg以上)の配達 線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理) 土木・水道工事等の現場作業 建築中の現場作業、建物崩壊、残材片付け作業 2階以上の高所での屋外作業(硝子拭き、器具取付等) 警備員 その他労働安全衛生法に定める制限職種	*危険事故が伴う。 *免許を必要とし、高度の危険がある。 *最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。 *落下物・転落等の危険度が大きい(内装工事は除く) *会場整理、誘導、受付は除く。
人体に有害なもの	農薬、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除等) 特に高温度・低温度の作業 塵埃、粉末、有毒ガス、騒音等の著しい中での作業	*健康上、人体に有害と考えられる。
の法令違反するにも違	労働争議に介入するおそれのあるもの 営利職業斡旋業者への仲介斡旋 マルチ・ネズミ講商法に関するもの	*職業安定法20条参照 *職業安定法の趣旨(雇用関係の成立斡旋)に反する。 *無限連鎖講の防止に関する法律参照
教育上好ましくないもの	街頭でのチラシ配り、ポスター貼り 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査 訪問販売、勧誘、専門におこなう集会 競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業 バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業、長期継続の深夜作業 選挙の応援に関する一切の業務 スパイ行為に類する調査	*内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。 *相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。 *大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
望ましくない求人	人命にかかわることが予想される業務 労働条件が不明確なもの 人員の限定を条件とするもの 医院の受付業務以外の行為 学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの	*無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター、介護等 *賃金、労働時間、就労場所、労働内容、賃金支払方法等に関することが明示されていないもの。 *たとえば、10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。 *薬剤の調合等学生アルバイト業務の範囲を超えるケースがあるので、注意を要する。

注：これはアルバイトの基準表のため、必ずしもインターンシップ等の基準表としてすべて適合するものではありません。例えば農学部の学生が農薬会社等でインターンシップ等を行う際、農薬を扱うこととも考えられます。参加しようとするインターンシップ等の趣旨・内容と照らし合わせて判断してください。ただし、「法令に違反するもの」は絶対に認められません。